

平成23年 6 月28日

株 主 各 位

東京都港区南青山二丁目26番 1 号

株式会社 CSK

代表取締役社長 中西 毅

第43回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本日開催の当社第43回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において下記のとおり報告及び決議がされましたので、ご通知申し上げます。

敬具

記

【第43回定時株主総会】

＜報告事項＞

- (1)第43期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容をご報告いたしました。
- (2)第43期（平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで）計算書類の内容報告の件
本件は、上記の内容をご報告いたしました。

＜決議事項＞

- 第 1 号議案** 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第 2 号議案** 定款一部変更の件(1)
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第 3 号議案** 定款一部変更の件(2)
本件は、原案どおり承認可決されました。
- 第 4 号議案** 取締役 5 名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、中西毅、熊崎龍安、山崎弘之、淵上岩雄及び眞下尚明の 5 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、山崎弘之、淵上岩雄及び眞下尚明の 3 氏は、会社法第 2 条第15号に定める社外取締役であります。
- 第 5 号議案** 監査役 3 名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、安浪重樹、朝香友治及び澁谷年史の 3 氏が選任され、それぞれ就任いたしました。なお、安浪重樹、朝香友治及び澁谷年史の 3 氏は、会社法第 2 条第16号に定める社外監査役であります。
- 第 6 号議案** 会計監査人選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、有限責任あずさ監査法人が選任され、就任いたしました。

【普通株主様による種類株主総会】

＜決議事項＞

- 議 案** 当社と住商情報システム株式会社との合併契約承認の件
本件は、原案どおり承認可決されました。

以上

合併に伴う当社普通株式のお取扱いについて

当社は本日開催の第43回定時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において、平成23年10月1日（土曜日）を効力発生日として、住商情報システム株式会社と合併し、当社は解散し、住商情報システム株式会社が存続会社となることを決議いたしました。なお、住商情報システム株式会社は同日付でS C S K株式会社に商号変更いたします。

1. S C S K 株式会社普通株式の割当の時期及び方法

効力発生日前日の平成23年9月30日（金曜日）最終の当社株主名簿に記録されました株主様及び登録株式質権者様（以下、「株主様」といいます。）に対し、ご所有の普通株式1株に対し0.24株の割合をもってS C S K株式会社の普通株式を割当交付申しあげます。

割当交付されたS C S K株式会社の普通株式は平成23年10月1日（土曜日）付でお取引の証券会社等（特別口座の口座管理機関を含む）の振替口座簿へ記録され、同日以降、売却が可能です。^(※1)「合併に伴う割当株式数のご通知」は、平成23年10月26日（水曜日）にお届出のご住所またはご指定の場所あてにご送付申しあげる予定です。

なお、本件に伴い株主様のお手続きは特段ございませんので念のため申し添えます。

2. 株式の流通について

当社普通株式の流通につきましては、下記のとおりとなりますので売買等にご留意ください。

年 月 日	日 程	株式の流通
平成23年9月28日(水)	当社普通株式の上場廃止日	平成23年9月28日以降、当社普通株式の証券取引所での売買はできません。
平成23年10月1日(土) (※1)	合併効力発生日	この日以降、合併比率に応じた数のSCSK株式会社の株式として売買が可能になります。

(※1) 証券取引所での売買は、平成23年10月3日(月)以降お取扱いが可能となります。ただし、特別口座に記録されている株式は、現状のままでは売却することができません。売却には、証券会社取引口座を開設し、特別口座の株式を取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、ご売却が可能となります。

3. 単元未満株式の買取・買増請求について

買取・買増請求の日程は下記のとおりとなります。

年 月 日	買取・買増請求のお取扱い
平成23年9月13日(火) (※2)	買増請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。
平成23年9月26日(月) (※2)	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取扱いいたします。
平成23年10月3日(月)	割当後のSCSK株式会社の単元未満株式(100株未満)につきましては、買取・買増請求取次依頼書の受付を再開いたします。取次依頼書には割当後のSCSK株式会社の単元未満株式(100株未満)の株式数をご記入ください。

(※2) 上記の買取・買増請求の受付日程は、(株)証券保管振替機構が定める標準日程を記載しております。実際の受付日程は証券会社等により異なる場合がございますので、詳細はお取引の証券会社等にご確認ください。

4. 端数処分代金のお支払い

S C S K 株式会社普通株式の割当の結果生じた 1 株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、その数に応じて平成23年11月中旬に端数処分代金領収証をご送付申し上げます。

以上

(郵便物送付先及び連絡先)

〒183-8701 東京都府中市日鋼町1番10
住友信託銀行株式会社 証券代行部
☎0120-176-417